

「官報おらまじり。」

子ども・子育て拠出金率の上限を
引き上げ:

※平成28年度の率は、次ページにあり。

- ◇子ども・子育て支援法の一部を改正する法律
(法律第二二号)(内閣府本府)
- 1 仕事・子育て両立支援事業
 - (一) 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法(昭和二十二年法律第一六四号)第五九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)のうち同法第六条の三第一二項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができることとした。(第五九条の二第一項関係)
 - (二) 全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業の内容に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができることとした。(第五九条の二第二項関係)
- 2 基本指針
 - 内閣総理大臣が策定する基本指針の記載事項に仕事・子育て両立支援事業を追加することとした。(第六〇条第一項並びに第二項第一号及び第五号関係)
- 3 拠出金
 - (一) 一般事業主から徴収する拠出金の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加することとした。(第六九条第一項関係)
 - (二) 拠出金の率の上限を 1.0000 分の 2.5 以内に引き上げること等とした。(第七〇条第二項関係)
- 4 その他
 - その他所要の改正を行うこととした。
- 5 施行期日等
 - (一) 特別会計に関する法律(平成一九年法律第二三三号)について所要の改正を行うこととした。(附則第二項関係)
 - (二) この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。(附則第三項及び第四項関係)
 - (三) この法律は、平成二八年四月一日から施行することとした。

官報 あらましより.

平成28年度の子ども・子育て
拠出金率は

2.0/1000 である。

◇子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する
政令（政令第一八六号）（内閣府本府）

1 低所得世帯における保育料の負担軽減措置の
拡充

(一) 市町村民税所得割合算額が七万七、一〇一
円未満である場合の利用者負担の上限額につ
いて、新たに額を定めることとした。（第四
条、第七条及び第九条、第一三条関係）

(二) 市町村民税所得割合算額が七万七、一〇一
円未満（満三歳以上保育認定子ども又は満三
歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保
育等にあつては、五万七、七〇〇円未満）で
あり、複数の特定被監護者等がいる支給認定
保護者に係る利用者負担の上限額の特例を設
けることとした。（第四条の二関係）

2 拠出金率の改定

子ども・子育て支援法第七〇条第二項に基づ
き定める拠出金率は、一、〇〇〇分の二・〇と
した。（第二七条関係）

3 附則関係

(一) この政令による改正後の規定は、この政令
の施行の日以後に行われる特定教育・保育等
について適用し、同日前に行われた特定教
育・保育等については、なお従前の例による
こととした。（附則第二条関係）

(二) この政令による改正後の2の規定は、平成
二八年四月以後の月分の拠出金の徴収につい
て適用し、同年三月以前の月分の拠出金の徴
収については、なお従前の例によることとし
た。（附則第三条関係）

(三) この政令の施行に伴い、関係政令について
所要の規定の整備を行うこととした。（附則第
四条及び第五条関係）

(四) この政令は、平成二八年四月一日から施行
することとした。

子ども・子育て拠出金は、
次ページに記載があります。

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第百八十六号

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十二号)の施行に伴い、並びに子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項各号、第二十九条第三項第二号、第三十条第二項各号、第六十七条第一項、第七十条第二項並びに附則第九条第一項第一号イ、同項第二号イ(1)、同号ロ(1)、同項第三号イ(1)及び同号ロ(1)の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「一万五千円」を「七千五百円」に、「第二項第六号」を「第二項第五号中「二万六千六百円」とあるのは、「二万六千六百円」。ただし、市町村民税所得割合算額が七万七千一百一円未満である場合にあつては、一万三千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万三千三百円)とする。」と、同項第六号」に、「一万五千五百円」を「七千七百五十円」に、「一万五千三百円」を「七千六百五十円」に、「前項第六号」を「前項第五号中「二万九千六百円」とあるのは、「二万九千六百円」。ただし、次項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあつては、一万五千円(短時間認定保護者にあつては、一万四千八百円)とする。」と、同項第六号」に、「一万八千五百円」を「九千二百五十円」に、「一万八千三百円」を「九千五百円」に改める。